

広島地方裁判所委員会（第23回）議事概要

第1 開催日時

平成23年7月5日（火）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 相澤吉晴、植屋伸一、北村浩司、木村豊、坂本順彦、高野伸、寺川良一、檜谷義美、松村秀雄、山田康、吉原誠、吉村幸子（敬称略 五十音順）

[説明者] 石川裁判官、浜谷裁判員調整官、池上裁判員係長

[事務担当者] 小林事務局長、奥田総務課長、大橋総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長、●委員、◆説明者、▲事務担当者）

1 新任委員紹介

奥田総務課長から新任の植屋委員、坂本委員、高野委員の紹介があった。

2 委員長互選

出席委員の互選により高野委員が委員長に選出された。

3 新委員長あいさつ

高野委員長からあいさつがあった。

4 議事内容の公開方針等について

委員長から、本委員会での議事については、事前に報道機関から申出があれば、議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めており、また、議事内容については、広島地方裁判所のホームページ上に、委員長、委員、事務担当者等の別だけが明らかになるよう編集の上、議事の概要を掲載している旨説明がされた。

5 傍聴者について

委員長から、本日の委員会について、広島弁護士会「地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会」の委員が傍聴される旨の報告があった。

6 議事の要旨（内容は別紙のとおり）

裁判員裁判の運用状況について

(1) 審理関係

(2) 選任手続関係

7 次回のテーマについて

追って決定する。

8 退任予定委員の感想等について

9 次回期日の調整

追って調整する。

(別紙)

【裁判員裁判の運用状況について・審理関係】

- 裁判員経験者の守秘義務や精神的なケアの問題について、今後の改善点などをうかがいたい。
- ◆ 事件を担当している裁判官の立場から説明させていただくと、まず、守秘義務については、評議で話した内容が公表され得るとなると、どのように扱われるか分からぬ不安を抱えてしまい、率直に意見が言えなくなるおそれがある。したがって、評議の中で自由に議論を戦わせていただくためには、やはり守秘義務は必要であり、裁判員にもそのように説明している。

次に、心のケアについては、裁判官から裁判員に対し、事件係属中に不安を抱えたらまずはとにかく裁判官に相談していただきたいとお願いし、事件後には裁判所のメンタルヘルスサポートの制度を活用していただきたいと説明している。

- 審理の詳細化や長期化に歯止めをかける方法はないのか。

また、性犯罪等についての厳罰化傾向について、裁判員の意見が裁判の結果にどのような影響を与えていているのか、教えていただきたい。

- ◆ 審理の長期化や詳細化の問題について、これまでには、裁判員に多くの証拠や事実を見てもらうことが、どういう事件かを理解していただくために必要という考え方もあった。裁判員が、かなりの情報量であっても、何とか理解してくれるという現実があったので、そのような考え方があったのだと思う。

しかし、裁判員のがんばりに任せていることについては、本当にそれでいいのか、裁判官、検察官及び弁護士は、やはりもう一度考えなければならない。

したがって、審理の詳細化や長期化はある程度仕方ないということではなく、裁判員には、あらかじめ絞られたポイントをしっかりと考えてもらうことが非常に重要である。

今後ポイントを絞った証拠調べをするためにどうしたらいいかについて、手がかりになると思うのは、被害者などの証人が法廷に出て証言すると、その内容は非常に伝わりやすく、おのずとポイントを絞ったものになりやすい。そのような証人尋問における印象の残り方などをうまくヒントにして、より

負担感が少なくポイントをつかんでもらえる審理ができるないか考えていかなければならない。しかも、できるだけ早くそのような審理を実現できるよう、裁判官、検察官及び弁護士が手を取り合えるところは取り合っていかなければならぬと思う。

性犯罪の厳罰化については、裁判員から、性犯罪は、被害者となった女性にしてみたら、命を奪われることと同じぐらいの非常に大きな精神的な損害を残すという趣旨の意見が出ることがある。裁判官としては、そのような意見を受け止めた上で、いろいろ議論しつつ、他方で、同じような罪を犯した者に対しては同じような刑を科すべきであるという公平の要請も説明し、両方の要請をよく考えて裁判員に判断してもらう必要があると考えている。

- 先日、起訴から1年たっても公判前整理手続にすら入れないという事件があると知った。もちろん、裁判員の方の負担を軽減することは非常に大事なことだが、一方で、裁判員裁判であるがゆえに、公判前整理手続に入る前に十分時間をかけるが、実際の審理はできるだけ短くするからいいということにはならないと思う。
- ◆ 事件が起きた時点から実際に裁判が終わるまでというのが非常に長くなると、その間身体拘束されている被告人にとってみれば、大きな不利益を受けることになる。最終的な審理が短くなればいいということではない。したがって、公判前整理手続等の長期化の問題は、少しづつでも改善を目指し、裁判所でも様々な協議を重ねているところである。
- 一般論として、被告人の立場だけでなく、証人なども当然記憶が薄れることもあるだろうし、審理が早いに越したことではないと思うので、努力していただければと思う。
- ◆ 証人の点は、当然記憶ができるだけ良好な状態で話していただく必要があり、それが、先ほど申し上げたとおり、裁判員に、その事件についての心証をより端的につかんでいただく一つの大きなきっかけになると思われる。事件発生後2年経った後でも、証人に直接聞くから分かりやすいかというと、やはりそうはならず、いろいろ思い出せなくて結局分かりにくくなってしまうこともあるので、ご指摘の点は考えていかなければならぬと思っている。
- 1点目は、裁判員裁判の審理が少し長期化しているということだが、それは

最初の計画が長期化しているのか、審理が始まってから長期化していくのか。

2点目は、性犯罪の厳罰化の議論が、裁判員裁判の公判前整理手続の過程で行われることはあるか。

3点目は、非常に積極的な意見を持っている裁判員がいて、その人がいろんな意見をリードしていく場合、仕方なく裁判員になった人は、評議の中で、実際は違う意見を持っているが心情を吐露しにくい可能性があることが予想される。裁判所として、そのリードされた意見が正しいかどうかの確認も含め、その意見に従ってずっと動いていくことに対する歯止めについて、意見があれば教えていただきたい。

- ◆ 1点目については、審理は基本的にあらかじめ決めた日数で行っており、それが延長されることはない。

3点目については、積極的に話をする人とそうでない人というのは、当然裁判員それぞれのキャラクターとしてあり得る。できるだけどのような人にも話してもらいやすい雰囲気を作つて、ここは言っておきたいと思うところできちんと発言してもらえるようなムードを作るというのは、永遠の課題であると思う。

2点目については、性犯罪の厳罰化を意識して公判前に手続を行うことはない。なお、厳罰化とは違うが、刑事訴訟法上、被害者参加制度というものがあり、被害者が法廷に出席して、被害に対する気持ちや处罚感情等について意見を述べるなどすることができる。このように被害者が法廷に出席する場合、傍聴人や被告人から被害者の姿が見えないようにするための遮へい措置をとることなどについて、公判前に段取りをすることがある。

- 控訴率は、以前と比べて高いのか低いのか、「感覚的なものでもよいのでうかがいたい。」

また、地裁での裁判員裁判の進め方自体について、高裁側はどう考えているのか。

- ◆ 広島地裁の判決に対する控訴率は、全国的なデータより少し多いくらいの値になっている。

高等裁判所の裁判官がどのように見ているかということについては、現状の審理の詳細化傾向は、慎重になっていろいろやっていると言えるが、その結

果、情報量が増えていけばいくほど、ポイントはぼやけていき、分かりにくくなり、事件の期間も伸びているという趣旨の厳しい指摘がされている。

このような指摘も考えながら、ポイントをついた端的な審理に、拙速にならない程度の最少の期間でたどり着けるように、制度の運用を変えていかなければならぬと思う。

【選任手続関係】

- いわゆる反社会的勢力の排除については、おそらく弁護人や検察官が理由なし不選任権行使することになると思うが、それは実際にはどういう形になるのか。
- ◆ 選任手続が始まる2日前ぐらいに、検察官、弁護人に対して、出頭予定の候補者名簿を交付するので、調べようと思えば、この名簿を見て調べることは可能であろう。
- 検察官が、例えば、警察が持っているリストと照合するというようなことは実務上可能なのか。
- ◆ 裁判所としては出頭予定の候補者名簿が検察官においてどのように使われているか分からぬ。
- 反社会的勢力を排除する制度はあってしかるべきではないかと思う。反社会的勢力の方々に対して、公営住宅から締め出せという条例ができているぐらいなので、そういう意味では人権上の問題は考えつつも、そういう人は、裁判員裁判の手続に関与してもらいたくないと思う。
- もちろん検察官も同じことを考えており、反社会的勢力に属する人に裁判員になってほしいと思っているはずはない。調査には限界があるが、それはもしかれば当然排除の方向に行くとは思う。
- 制度として反社会的勢力を排除する考え方はないのか。
- おそらく制度として担保はされていないと思う。
- 反社会的勢力の排除を目的とした制度を設けるとすると、憲法上の問題をよく考えないといけない。
- 反社会的勢力の排除をルールとしてはつきりうたって、法律の中に制度として設けるのは、いろいろ問題があるだろう。

- 反社会的勢力の人たちは、たぶん裁判員を辞退するのだろうとは思うが、そういう彼らのある種の別の面の正義感に頼っているところがあるので、本当は反社会的勢力を排除する制度を設けるべきだが、そのような制度を設けようとしたときにはいろいろな面で非常に難しい扱いになるので、その辺りはうまくやっていくしかないと思う。
- 裁判員の休暇制度はあまり使われていないのか。
 - ◆ 具体的に、休暇制度が障害となって裁判員裁判に参加することが困難になったという話を聞いたことはないが、そのようなこともあるのではないかと感じることはある。
- 可能性としてはほとんどないと思うが、例えば、裁判員候補者が当該事件と関係があるというようなことは、裁判所に来てみて、選定手続の段階でも分からぬのか。
 - ◆ 当日用の質問票に添付している「検察官が起訴した事実」という書面を候補者の方に見ていただいているので、この段階で具体的な事件との関連性の有無等をお聞きすることになる。